

◎新潟県告示第1131号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区を次のとおり指定する。

令和5年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 新穂鳥獣保護区新穂特別保護地区

(1) 区域

佐渡市新穂長畝地内に所在する佐渡トキ保護センターの新潟県有地とする。

(2) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

新穂鳥獣保護区のうち、特に国際保護鳥であるトキの保護増殖を行っている佐渡トキ保護センター周辺の区域について、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣環境の保全を図る。

トキ保護増殖事業計画と整合性を図りつつ、周辺のアカマツや雑木林などの鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生活環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

ウ 管理方針

定期的な巡視を実行するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。